

**「電気通信事業分野における競争状況の評価2011（案）」  
 に対して寄せられた意見及び総務省の考え方**

別紙2

「意見」で引用しているページは、意見招請時の（案）のページ。

**総論**

頁	意 見	総務省の考え方
	<p>NTT東西やNTTドコモについて、市場支配力を行使し得る状況ではないことは明らか。また、情報通信市場全体を一つの市場として、上位・下位レイヤー等も含めて分析・評価すべき。</p>	
<p align="center">—</p>	<p>「電気通信事業分野における競争状況の評価2011（案）」（以下、「競争評価2011案」という。）では、従来通り、固定系通信と移動系通信をアプライオリに分けた上で市場画定し、既存の電気通信事業者を中心に競争状況の評価しており、NTT東西やNTTドコモについて、実際に市場支配力を行使する可能性は低いなどと評価されているところですが、現実の市場環境・競争状況を鑑みれば、市場支配力を行使し得る状況ではないことは明らかであると考えます。</p> <p>情報通信市場では、既にLTEサービスが提供開始され、固定のみならず移動の超高速ブロードバンド化も進展するとともに、スマートフォンの普及に伴って、OTTプレイヤー（Google、Apple等）が提供するコンテンツ・アプリケーションサービスや無料のVoIPサービス（Skype、LINE等）の利用が急激に拡大し、競争の中心はネットワークレイヤから上位・下位（端末）レイヤへ移行し、OTTプレイヤーの市場支配力が強化してきています。</p> <p>これらの事象については、「競争評価2011案」にも記載されているものの、今後の動向を注視することが必要といった程度の言及に留まっており、ネットワークレイヤのみならず上位・下位レイヤにも跨って分析し、情報通信市場全体における競争状況や市場支配力等について評価すべきと考えます。</p> <p align="right">【日本電信電話株式会社】</p>	<p>NTT東西やNTTドコモの市場支配力に関する御意見については、本評価結果案では、個々の市場における事業者別シェア等の数値を踏まえ、評価を行ったところです。</p> <p>また、上位下位レイヤーを含めた市場の分析・評価を行うべきという御意見に関しては、今後のサービスや市場の動向について、データ収集の可能性も含め、注視してまいりたいと考えています。</p> <p>なお、本評価結果案第1編第2章において、今後における各市場の評価に当たり、売上高の推移やビジネスモデルの変化など様々な観点から幅広く情報を収集し、固定系と移動系の連携サービスの状況を含め、将来的な市場の画定の在り方についても視野に入れつつ、その動向を注視していくことが必要である旨記述して</p>
<p align="center">—</p>	<p>「競争評価2011案」では、ネットワークレイヤの電気通信役務（音声通話やデータ通信等の有料サービス）について市場画定されていますが、昨今の固定とモバイルの超高速ブロードバンド化、プレイヤーの多様化、市場のグローバル化といった市場環境・競争状況の構造的</p>	

	<p>変化により、ユーザは、音声通話やメール等を含めた上位レイヤのコンテンツ・アプリケーションサービスを選好する傾向にあり、ネットワークレイヤの有料の電気通信役務のみならず無料の上位レイヤサービスまで含めて、トータルで一つの通信サービス市場として見て、自由に利用しています。</p> <p>なお、ユーザは、利用するコンテンツ・アプリケーションサービスに応じて、ネットワーク（ブロードバンド）サービスを固定（有線）および移動（無線）から自由に選択していますが、ネットワークレイヤだけを見ても、電話時代と異なり、NTT以外の電気通信事業者も自らネットワークを構築して多様なサービス提供し、強い競争力や高い収益力を持っており、既に十分に競争は進展しています。</p> <p>このようにダイナミックに変動する市場競争やユーザの利用動向は、競争評価 2011 案で画定された市場の枠組みを超えて展開されており、ミスマッチが生じています。現実には即した適正な評価を行うには、ネットワークレイヤの電気通信市場のみに焦点を当てて市場画定するのではなく、固定・移動、国内・外、上位レイヤ・下位レイヤ等、情報通信市場全体を俯瞰して、一つの市場として画定すべきであると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【日本電信電話株式会社】</p>	います。
第 1 章 4 5	<p>総論で述べたとおり、情報通信市場は、技術のイノベーションが非常に早く、モバイル化、ブロードバンド化が大きく進展し、同時にサービスやプレイヤーのグローバル化が急激に進み、例えばGoogleやApple等の巨大なグローバルプレイヤーが、タブレットPCやスマートフォン上のアプリケーションにより通信サービス（電話・メール等）を自在に提供するなど、端末やコンテンツ・アプリケーションと通信との一体的なサービス提供が進展しています。</p> <p>このように市場環境は構造的に変化しておりますが、電気通信事業分野における競争状況の評価 2011（案）においては、移動通信市場のみ上位・下位レイヤーを分析・評価していることから、固定通信市場についても、移動通信市場と同様に上位・下位レイヤーの動向把握として、電気通信に係る端末やコンテンツ・アプリケーションを提供する国内外の事業者等を含めて広く分析・評価すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【東日本電信電話株式会社】</p>	
第 1 章	iPhone 販売による月次増加率の上昇や、iPhone 取扱い開始後のKDDI 殿の番号ポータビ	

6 1	<p>リティの転入超状況を踏まえれば、Google 殿や Apple 殿等の海外巨大プレイヤーが急速に市場支配力を有してきている事実は看過できなくなっています。また、Google 殿や Apple 殿等の海外巨大プレイヤーが、圧倒的な利用者の支持の下、デベロッパーから非常に多くのアプリを集め、確固たる地位を築いていることから、ネットワークレイヤーに影響を及ぼしていると考えられます。移動系通信市場の動向を正確に捉えるためには、各レイヤー間の関係を踏まえた上位下位レイヤーの関係等についての分析を「補完的に」実施するだけでは不十分であり、ネットワークレイヤーだけでなく、各レイヤーを一体的に捉え、競争状況の分析・評価の枠組みに明確に組み入れることが必要であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ】</p>	
	<p>競争評価においても、政府の取組みを紹介するだけでなく、その取組みが ICT 利活用促進にどれだけ効果があったのか分析・評価するとともに、通信事業者や、通信事業者以外の端末メーカー、アプリケーション・コンテンツプロバイダ、医療機関や教育機関等のプレイヤーがそれぞれどのような役割を果たし利活用促進に貢献したのかといった点について、より掘り下げた分析・評価を行う必要がある。</p>	
第 1 章 4 5	<p>また、モバイルを含めたブロードバンド全体のエリアカバー率は 100%、NTT 東西のレッツ光のエリアカバー率だけでみても 92%（2012 年 3 月末）に達しており、ブロードバンド基盤は全国的に整備されてきておりますが、平成 24 年度版情報通信白書にも記載されているとおり、日本における ICT 利活用は、例えば公的分野では諸外国と比較して遅れており、ICT 利活用促進に向け、多様なプレイヤーが様々な形で貢献していくことが求められています。当社はこれまで、自治体と連携した住民へのブロードバンド回線を利用した告知サービスや、医療機関と連携したテレビ電話による遠隔健康相談、光 i フレームを活用した高齢者への買い物支援、教育機関と連携した校務システムやデジタル教材の提供等、医療、教育、行政等の分野における ICT 利活用の促進に向けた事業展開を進めてきておりますが、こうした取組みをさらに推進していくためには、今後とも政府や自治体等に加え、端末メーカー、アプリケーション・コンテンツプロバイダ等のプレイヤーと連携、協業していく必要があると考えております。</p> <p>したがって、競争評価においても、政府の取組みを紹介するだけでなく、その取組みが ICT</p>	<p>本評価結果案第 1 編第 2 章 P18 において、電気通信事業者と他業種との連携サービスが固定系ブロードバンド市場に与える影響についても注視していくことが必要である旨記述しているところです。</p> <p>電気通信事業者や上位下位レイヤーのプレイヤーがそれぞれどのような役割を果たし、利活用促進に貢献したのかといった点について分析・評価を行うべきとの御意見については、データ収集の可能性も含め、今後の政策立案の検討に当たっての参</p>

	<p>T利活用促進にどれだけ効果があったのか分析・評価するとともに、通信事業者や、通信事業者以外の端末メーカ、アプリケーション・コンテンツプロバイダ、医療機関や教育機関等のプレイヤーがそれぞれどのような役割を果たし利活用促進に貢献したのかといった点について、より掘り下げた分析・評価を行う必要があると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【東日本電信電話株式会社】</p>	<p>考とさせていただきます。</p>
	<p>市場支配力の存在は、それだけで公正な競争環境を阻害する十分な要因であり、実態を踏まえた的確な把握等が必要。またFMCサービス等の新規サービスが開始されたことをもって市場支配力を行使する可能性が低いと評価することは早計。</p>	
<p>一</p>	<p>本評価結果案においては、各市場の競争状況の分析・評価結果として「市場支配力を行使し得る地位にある」とした場合であっても、既存のルールによる措置が講じられていることから「市場支配力を行使する可能性が低い」という評価がなされています。しかしながら、市場支配力の存在はそれだけで公正な競争環境を阻害する十分な要因となるため、市場が公正な競争状況にあるか否かについて、実態を踏まえて的確に把握し、グループドミナンスの観点も踏まえ、市場支配力の存在に着目した評価を行うことが必要です。本年7月から開始されたNTTファイナンスによる料金請求・回収業務の事例を鑑みれば、NTTグループが連携・協調して市場支配力の行使を拡大する可能性は、今後も十分想定されます。</p> <p>また、「市場支配力を行使する可能性が低い」とする論拠として、既存のルールによる措置が講じられていることに加え、市場が縮小していることや、新たなサービス競争が開始されたこと等が挙げられていますが、市場規模の変動やサービスの多様化が、ただちに市場支配力の低下につながるとは限りません。現時点において各々の市場におけるドミナント事業者のシェアは維持されており、FMCサービス等の新規サービスが開始されたことをもって市場支配力を行使する可能性が低いと評価することは早計です。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<p>複雑化する電気通信事業分野における競争状況の評価を行うに当たっては、ビジネスモデルの変化や市場環境の変化を考慮することが必要となっています。</p> <p>本評価結果案では、事業者別シェア等の数値に加え、様々な要素を勘案し、総合的に評価を行ったものであり、FMCサービス等の新規サービスが開始されたことのみをもって、「市場支配力を実際に行使する可能性は低い」と評価したものではありません。</p>

## 第1編第1章

頁	意見	総務省の考え方
	<p>音声通信とデータ通信を分けて分析を試みた点については、有意義である。データ収集については、電気通信事業報告規則などの見直しを含めた制度面での整備も視野に入れることが必要。</p>	
1、5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 移動系通信市場について、今回の競争評価において、音声通信とデータ通信を分けて分析を試みた点については、今後の市場動向をとらまえても有意義であると考えますし、継続的な情報収集と分析が必要と考えます。</li> <li>・ データ収集については、継続的に正確な分析及び評価を行うにあたっては、データ項目の対象範囲や定義付け等の前提条件を共通化することが必須となりますが、各事業者からのアンケート形式で不十分な場合には、電気通信事業報告規則などの見直しを含めた制度面での整備も視野に入れることが必要と考えます。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【イー・アクセス株式会社】</p>	<p>音声通信とデータ通信を分けた分析について、基本的に賛同の御意見として取り扱わせていただきます。</p> <p>また、電気通信事業報告規則の見直しを含めたデータ収集の在り方については、今後検討を行って参ります。</p>
	<p>急速に変化する移動系通信市場の動向を捉えるためには各種施策やサービス、端末等の動向分析が重要。今後想定される動向について経時的な実態を把握するため、MVNOも含めた需要面での市場分析、データ通信専用端末に関して種類別の分析等の要素も考慮すべき。</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ また、評価にあたっての勘案要素として挙げられている通り、急速に変化する移動系通信市場の動向を捉えるためには各種施策やサービス、端末等の動向分析が重要と考えますが、今後想定される動向について経時的な実態を把握するため、以下の要素も考慮していただきたいと考えます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ MNOとMVNOについては、MNOとしての基本データ収集や市場動向の分析を行ったうえで、MVNOも含めた需要面での市場分析、MVNO市場に対するサービス提供シェアの分析を行うなど段階的な取り組みが必要と考えます</li> <li>➢ データ通信専用端末の分析についても継続的な取り組みが有効と考えていますが、利用形態が多岐にわたっていることから、データカード・USB型、モバイルWi-Fiルータ、タブレット端末（3G/LTE/Wimax/PHS対応モデル）、MtoMのモジュール、フォトフレーム</li> </ul> </li> </ul>	<p>MVNO及びデータ通信専用端末については、本評価結果案においても分析を行うとともに、P65において今後の注視事項として動向を把握していく旨記述しており、また、Wi-Fi接続対応端末についても、P40において分析を行っているところです。</p> <p>なお、具体的な分析の方法等に関する御意見については、データ入手の可能性も含め、今後の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>

	<p>/ゲーム機に関しては、別々のデータ集計とシェア分析をするなどの取り組みが必要と考えます</p> <p>➤ また、回線契約に紐付かないWi-Fi 通信専用モデルといった端末（電子書籍、ゲーム機、タブレット）についても、通信市場との相関関係の分析が必要と考えます</p> <p style="text-align: right;">【イー・アクセス株式会社】</p>	
	<p>【図表 I - 26 端末の種類数及びSIMロック解除可能な端末の種類数】において、「自社が販売する全ての端末についてSIMロック解除を可能とする事業者や端末の一部についてのみ対応を可能とする事業者、全ての端末に対してSIMロックをかけていない（SIMフリー）事業者がいるなど、対応状況が大きく異なっていることに留意する必要がある」などの追記を行うべき。</p>	
28	<p>・【図表 I - 26 端末の種類数及びSIMロック解除可能な端末の種類数】にて示されている通り、事業者ごとに対応状況が大きく異なっていることが顕著になっていることから、(2)には「自社が販売する全ての端末についてSIMロック解除を可能とする事業者や端末の一部についてのみ対応を可能とする事業者、全ての端末に対してSIMロックをかけていない（SIMフリー）事業者がいるなど、対応状況が大きく異なっていることに留意する必要がある」などの追記を行う必要があると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【イー・アクセス株式会社】</p>	<p>SIMロック解除に関する各移動系通信事業者の取組の状況については、本評価結果案P28、図表 I - 26において明らかになっており、また、同P65において、今後の留意事項としてSIMロック解除の動向を把握していくことが必要である旨、記述していることから、改めて追記を行う必要はないと考えます。</p>
	<p>SIMロック解除を利用する意向を有する者の割合が低い原因や理由等の調査、分析を行うべき。また、供給サイドの営業戦略といった事業者側の要因についても、評価の対象にする必要がある。</p>	
28	<p>・ 利用者のSIMロック解除に対する要望を踏まえ実現された施策であることを鑑みれば、SIMロック解除を利用する意向を有する者の割合が低い原因や理由等の調査、分析を行うべきと考えます。その際、海外の普及状況や動向との比較をすることも有益と考えます。</p> <p>・ また、供給サイドの営業戦略といった事業者側の要因についても、評価の対象にする必要があると考えますし、新興事業者である当社の立場からは、既存大手3事業者との間で共通した周波数帯を利用していないことや、端末の調達供給関係も端末の流動化が進まない構造的</p>	<p>SIMロック解除の動向については、本評価結果案P28において分析を行った上で、同P65において今後の留意事項として動向を把握することが必要である旨記述しているところで</p>

	<p>な課題であると認識しています。</p> <p style="text-align: right;">【イー・アクセス株式会社】</p>	<p>SIMロック解除の内外比較等、具体的な調査内容及び分析の方法等についての御意見については、今後の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>
	<p>番号ポータビリティの動向を正確に把握するためには、利用者の購買動機に最も大きな影響を及ぼすと想定される各事業者のキャンペーン内容についても調査、分析する必要がある。</p>	
30	<p>・番号ポータビリティの動向を正確に把握するためには、利用者の購買動機に最も大きな影響を及ぼすと想定されている各事業者のキャンペーン内容（番号ポータビリティ利用時のキャッシュバック金額や実施時期等）についても勘案要素として、利用者アンケートの質問項目に含めるなどの調査、分析する必要があると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【イー・アクセス株式会社】</p>	<p>番号ポータビリティ利用時を含めた各事業者のキャンペーン内容に関しては、本評価結果案P19においても記述しているところです。</p> <p>番号ポータビリティの動向については、貴社を含めた各通信事業者からの協力を得つつ、引き続き分析を行って参りたいと考えていますが、具体的な調査・分析方法等に関する御意見については、今後の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>
	<p>固定通信・移動通信を一つの市場として捉えた分析・評価や、当該市場が個々の市場に与える影響を分析・評価を行うべき。</p>	
33、 (第2章5 2)	<p>総論で述べたとおり、市場の評価にあたっては、固定通信・移動通信を一つとして捉えたFMC市場の分析・評価や、FMC市場が個々の市場に与える影響を分析・評価を行うべきであると考えます。</p> <p>移動通信市場においては、過去10年間で、最大384Kbps（当初）の通信が可能な3Gユーザ数は10万から1.2億へと拡大し、固定通信市場に比べて4倍ものユーザが、既にインターネットへアクセスできる環境にあります。さらに、WiMAXやLTEが商用化され、平成24年3月末時点で約460万契約となり、超高速ブロードバンド化が急速に進展してきております。</p>	<p>市場の画定に当たっては、「電気通信事業分野における競争状況の評価に関する基本方針」（2012年2月）にあるとおり、主要サービスの需要の代替性等に基づいて画定を行っており、データ通信（移動系）とデータ通信（固定系）については、現状の</p>

	<p>・また、平成 24 年度版情報通信白書に記載されているとおり、各事業者の携帯電話の新規販売台数に占めるスマートフォンの割合は、約 10%（平成 22 年度）から約 40%（平成 23 年度）に急増し、その結果、平成 23 年度のスマートフォンの販売台数は約 2,500 万台を超えております。</p> <p>このスマートフォンの利用者は、自宅ではW I F I +固定ブロードバンド回線、駅や公共施設・カフェ等では公衆無線L A N、それ以外の屋外では 3G で利用する等、1 つの端末で移動・固定を組み合わせ、最適な回線を選択して利用しています。さらに、他事業者は自社のスマートフォンと自社または他社のF T T H・C A T Vを組み合わせた割引サービスの提供を開始しており、例えばK D D I 殿の a u スマートバリューの契約数は既に 133 万となっております（平成 24 年 6 月 30 日時点）。このようにスマートフォンをトリガーに固定通信と移動通信が融合したF M C市場が急速に拡大し、これが単体のF T T H市場にも影響を与える状況となっております。</p> <p>このように市場環境は構造的に変化しておりますが、電気通信事業分野における競争状況の評価 2011（案）では、新たに移動系のデータ通信を分析・評価の対象とするものの、従来通り、固定系と移動系をア priori に分けた仕組みとなっており、現実の市場やユーザの動向と、競争評価の方針や実施方法との間にミスマッチが生じていることから、固定通信・移動通信を一つとして捉えたF M C市場の分析・評価や、F M C市場が個々の市場に与える影響を分析・評価すべきと考えます。</p> <p>また、上記の割引サービス等の影響については、「今後、将来的な市場の画定の在り方も視野に入れつつ、同サービスの移動通信市場に与える影響について注視していくことが必要」とされておりますが、上述のとおり固定市場に与える影響を含め早急に定量的な、分析・評価が必要と考えます</p> <p style="text-align: right;">【東日本電信電話株式会社】</p>	<p>市場の状況を踏まえ、別々の市場として分析評価を行っているところで す。</p> <p>なお、本評価結果案P33、第 2 章 P17、P52及びP61において、固定系と移動系の連携サービスの状況を含め、将来的な市場の画定の在り方についても視野に入れつつ、その動向を注視していくことが必要である旨記述しているところで す。</p>
<p>第 2 章 1 (概要 2 頁)</p>	<p>・サービス市場の画定については、ユーザの視点や事業者の競争戦略の観点から実態に即して行うことが必要と考えます。</p> <p>・スマートフォンなど高機能端末の登場以降、ユーザはより利便性の高い端末を選択する一方、ネットワークについては、3 G やW i M A X、固定ブロードバンドと連携したW i F i 通信</p>	



	<p>を、利用シーンに応じて自由に選択するなど、通信手段にとらわれない使い方が既に広がっています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・また、こうしたユーザニーズに対応し、KDDI 殿の a u スマートバリューのようなスマートフォンと固定通信とのセット割引等、固定と移動を組み合わせた顧客囲い込み戦略の展開や、WiMAX サービス事業者による屋内外での利用を訴求した戦略の展開など、事業者による固定・移動の垣根にとらわれない戦略が本格化しています。</li> <li>・したがって、固定系と移動系を別市場ではなく、大括りに捉えて分析・評価する必要があると考えます。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【西日本電信電話株式会社】</p>	
第 2 章 2 1、6 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・評価案においては、固定ブロードバンド市場及びその部分市場たる F T T H 市場に閉じて、シェアの大小を分析し、「N T T 西日本は市場支配力を行使し得る地位にある」と評価しています。</li> <li>・しかしながら、市場やユーザの動向に即し、固定と移動を別々の市場と捉えるのではなく、代替性のあるサービスを有する一つの市場として捉えることが必要です。現に平成 2 3 年度の高速度データ通信サービスの増加を見れば、F T T H アクセスサービスの 2 0 9 万純増に対し、BWA アクセスサービスは 1 4 9 万純増、3 . 9 G パケット通信アクセスサービスは 2 2 7 万純増を記録し、また K D D I 殿の a u スマートバリューは既に 1 3 3 万契約（H 2 4 年 6 月末時点）に達するなど、移動系のサービスが急速に拡大しているところです。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【西日本電信電話株式会社】</p>	
	<p>今後、データ通信における固定系と移動系の市場の連携や関係性等を検討していく場合であっても、固定系と移動系についてそれぞれ個別の分析・評価を行っていく必要がある。</p>	
概要 1	<p>データ通信において固定系と移動系の市場を一体的に取り扱うことについては、モビリティの観点から両者の通信の利用形態の違いを鑑みると、必ずしも相互に需要代替性があるとは言いきれないことから、懸念が残るものと考えます。従って、今後、データ通信における両市場の連携や関係性等を検討していく場合であっても、固定系と移動系についてそれぞれ個別の分析・評価を行っていく必要があると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンクグループ】</p>	<p>頂いた御意見については、今後の検討を行うに当たっての参考とさせていただきます。</p>
	<p>移動系と固定系の連携サービスについて詳細に分析すべき。</p>	
3 3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 移動系と固定系の連携サービスについては、固定系サービスの移動系通信市場に与える影響</li> </ul>	<p>本評価結果案 P33、第 1 編第 2 章</p>

	<p>だけでなく、移動系サービスの固定系通信市場に与える影響もあわせて分析することや、事業グループ内で閉じた提供形態になっていないか、特定の事業者に対し優位的または排他的な提供条件になっていないか等、市場を跨る多角的な分析が必要と考えるため、今後の戦略的評価の対象として詳細な分析を実施することが望ましいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【イー・アクセス株式会社】</p>	<p>P17及びP52において記述しており、固定系と移動系の連携サービスがそれぞれの市場に与える影響について注視していくことが必要であると考えており、頂いた御意見については、今後の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>
第2章 17	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ スマートフォン普及などによる移動通信トラフィックの急増対策としては、ネットワークの高速化とともに、固定通信網等へのオフロードが重要となります。移動系通信事業者が提供を始めている、固定系ブロードバンドとスマートフォン向けのデータ通信を組み合わせたサービスにおいては、固定系と移動系の連携サービスが生み出す双方向でのレバレッジ効果や市場に与える影響について、戦略的評価のテーマに挙げるなどして、利用者動向も含めてより詳細な分析を実施することが必要と考えます。</li> <li>・ また、KDDI殿やソフトバンクモバイル殿といった第2種指定事業者（ソフトバンクモバイル殿は今後指定される見込み）が自社グループ内の事業者と連携して、市場を跨ぐサービスを提供することによる横断的、総合的な市場支配力の影響についても、引き続き注視していく必要があると考えます。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【イー・アクセス株式会社】</p>	
33	<p>移動系と固定系の連携サービスについては、当社には電気通信事業法第30条の禁止行為規制により特定の電気通信事業者に対する差別的取扱いの禁止条項が課されているほか、先般の料金等業務のNTTファイナンスへの移管にあたり、総務省からの要請により債権譲渡に伴う料金の割引が否定されなし得ない状況にあります。他方、KDDI殿は当社が同様のビジネスモデルをなし得ないと示唆したうえで、サービスを開始し、わずか4ヶ月で133万契約（6月末時点、KDDI殿第一四半期決算発表）を突破する等、利用者の強い支持を受けています。これはいわば、公正競争確保の大義名分の下、当社の利用者の利便性向上を否定したものと言え、このような片務的状态が公正競争上、真に望ましいか疑問が残るところであり、市場支配力の評価においても、その影響を十分に考慮すべきであると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ】</p>	
—	<p>「競争評価2011案」では別市場とされている固定と移動の連携サービスについては、固</p>	

	<p>定ブロードバンドサービスの利用を条件としたスマートフォンのパケット定額料の割引を他の電気通信事業者が提供し、利用が増加していることで競争が激化しています。</p> <p>電話時代の非対称規制（禁止行為規制等）により、他の電気通信事業者は自由にビジネスを展開できる一方で、NTTだけがこのような割引サービスを提供できず、多くのユーザの利便を損ねている状況にあることは、大きな問題であると考えます。</p> <p>このような実体についても競争評価において把握・分析し、適正に評価すべきであると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【日本電信電話株式会社】</p>	
	<p>ソフトフォンについて、諸外国の状況との比較や、海外のアプリケーション等の分析等、日本市場にどのような影響を及ぼしうるか、グローバルな視点からの動向把握を行うことも重要。</p>	
34	<p>昨今、全世界的にソフトフォンが急拡大している状況や海外のアプリケーションが広く日本にも流通している状況を踏まえると、今後の分析においては、諸外国の状況との比較や、海外のアプリケーション等の分析等、これらが日本市場にどのような影響を及ぼしうるかというグローバルな視点からの動向把握を行うことも重要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンクグループ】</p>	<p>ソフトフォンについては、本評価結果案P34や同第3章P24において国内外の状況を含め分析を行ったところであり、電気通信事業者からの協力も得つつ、今後も引き続きその動向を把握していくことが必要であると考えています。</p> <p>なお、頂いた御意見については、今後の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>
	<p>「3. ビジネスモデル（主な収入）」及び「4. PV数（日本、PC含む）」の数値について、検索サービスのみの数値なのか、各事業者が提供している全サービスを対象とした数値かが判然としない。</p>	
48	<p>Bing以外のサービスについては、検索以外のサービスも提供している総合ポータルであるところ、「3. ビジネスモデル（主な収入）」及び「4. PV数（日本、PC含む）」の数値について、検索サービスのみの数値なのか、それぞれの事業者が当該名称（「Yahoo! JAPAN」や「Google」等）で提供している全サービスを対象とした数値かが判然としないため、これを特定すべきと考える。</p> <p style="text-align: right;">【ヤフー株式会社】</p>	<p>ご指摘の点を踏まえ、本評価結果案の記述ぶりについて明確化します。</p>

	競争状況の評価と題した資料において電気通信事業の指標を提示せずにシェアを記載することは、読者に無用の誤解を生じ得る。	
50	『出所：(株)三菱総合研究所利用者アンケート』によるとのことであるが、動画配信サービスも電気通信事業であり、『移動系通信市場（音声通信、データ通信）』に該当するサービスではないものの、競争状況の評価と題した資料において電気通信事業の指標を提示せずにシェアを記載することは、読者に無用の誤解を生じ得ると考える。  【ヤフー株式会社】	
54	電子商取引も電気通信事業であり、『移動系通信市場（音声通信、データ通信）』に該当するサービスではないものの、競争状況の評価と題した資料において、電気通信事業に関し指標を提示せずにシェアを記載することは、読者に無用の誤解を生じ得ると考える。なお、『Yahoo!オークション』の取扱高は、1,667億円（2012年度第1四半期）である ( <a href="http://ir.yahoo.co.jp/jp/archives/present/">http://ir.yahoo.co.jp/jp/archives/present/</a> )。  【ヤフー株式会社】	電子商取引に関しては本評価結果案においてシェアの記述は行っていません。
	電気通信事業に関し調査範囲が均一化されていない可能性がある数値同士を併記することは、読者に無用の誤解を生じ得る。適切な競争環境の整備を目指すのであれば、調査や評価方法の抜本的な見直しが不可欠である。	
50	『出所：各社HP等を基に総務省作成』とのことであるが、動画配信サービスも電気通信事業であり、『移動系通信市場（音声通信、データ通信）』に該当するサービスではないものの、競争状況の評価と題した資料において、電気通信事業に関し調査範囲が均一化されていない可能性がある数値同士を併記することは、読者に無用の誤解を生じ得ると考える。競争状況の評価は、客観的な事業環境、市場環境の調査に基づくべきであり、個別の企業それぞれの基準による公表数値を並べても正しい市場の把握ができていたとは言えず、また、実際の事業において優越的地位の濫用などが行われている実態は、差別されている側が市場から排除されるのではないかという強い恐れを抱いている状態においては数値、ましてや公表されるものに表れたりすることがない、という現実を正しく見つめるべきである。適切な競争環境の整備を目指すのであれば、調査や評価方法の抜本的な見直しが不可欠であると思料する。  【ヤフー株式会社】	「電気通信事業分野における競争状況の評価に関する実施細目2011」P2に「移動系のデータ通信については新たなビジネスモデルが登場していることを踏まえ、上位・下位レイヤーの動向を補完的に勘案することとする。」旨記述しているとおり、上位下位レイヤーに関しては、ネットワークレイヤーの評価を行うに当たっての一勘案要素としているところです。
	移動体通信事業者とプラットフォーム事業者の関係が、移動体通信事業者の事業行動に影響を及ぼしている程度につき調査のうえ分析・評価すべき。適切な競争環境の整備を目指すので	なお、ネットワークレイヤーと上位下位レイヤーとの関係に関して

	<p>あれば、調査や評価方法の抜本的な見直しが不可欠。</p>	<p>は、今後、調査・分析の内容をより精緻化して参ります。</p>
6 4	<p>移動体通信事業者、プラットフォーム事業者及び端末機器製造メーカーとの力関係は変わってきており、移動体通信事業者とプラットフォーム事業者の関係が、移動体通信事業者の事業行動に影響を及ぼしている程度につき調査をしなければ、移動体通信事業者が上位下位レイヤーに対してオープンであるという結論に相当程度の疑問があるため、調査のうえ分析・評価すべきであるとする。なお、競争状況の評価は、客観的な事業環境、市場環境の調査に基づくべきであり、個別の企業が個々それぞれの基準による公表の数値を並べても正しい市場の把握ができていないとは言えず、また、実際の事業において優越的地位の濫用などが行われている実態は、差別されている側が市場から排除されるのではないかと強い恐れを抱いている状態においては数値、ましてや公表されるものに表れたりすることがない、という現実を正しく見つめるべきである。適切な競争環境の整備を目指すのであれば、調査や評価方法の抜本的な見直しが不可欠であると思料する。</p> <p style="text-align: right;">【ヤフー株式会社】</p>	
	<p>OSやアプリマーケットの占有状況及びアプリへの課金収入の相関関係について評価すべき。</p>	
5 2 6 3～6 5	<p>OS やアプリマーケットの占有状況及びアプリへの課金収入の相関関係について評価すべきと考える。特に App Store については、Apple が掲載するアプリの採用権限を持っており、Apple が望まない機能（たとえば独自の課金システムなど）を搭載しているアプリが事実上排除されているという問題がある点についても評価すべきと考える。</p> <p style="text-align: right;">【ヤフー株式会社】</p>	<p>データ入手の可能性も含め、御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
	<p>サービス毎や端末に搭載されているOS毎に、利用可能な決済手段の囲い込みが生じている可能性があることから、サービス、OS、及び端末毎に利用可能な決済手段を調査し、それぞれの利用可能で主要な決済手段について、その市場占有状況を評価すべき。</p>	
5 3 6 3～6 5	<p>2-6-6 電子商取引（EC（Electronic Commerce））の（3）によれば、移動系通信事業者の決済サービスは一部サービスで利用可能であり、また、そのほかいずれのサービスも通信事業者の回線や端末を問わず利用できることあるが、それぞれのサービス毎や端末に搭載されているOS毎に、利用可能な決済手段の囲い込みが生じている可能性があることから、サービス、OS、及び端末毎に利用可能な決済手段を調査し、それぞれの利用可能で主要な決済手段について、その市場占有状況を評価すべきと考える。</p> <p style="text-align: right;">【ヤフー株式会社】</p>	

	<p>端末にプリインストールすることができるアプリの選択について、OS提供者による競争制限的な取り扱いが行われている可能性や、アプリを通じて利用できるサービスの選択におけるOS提供者による競争阻害が起きる可能性につき、調査及び評価すべき。適切な競争環境の整備を目指すのであれば、調査や評価方法の抜本的な見直しが不可欠。</p>	
60 63～65	<p>(P60の)③によれば、好みのアプリケーションのプリインストールやアプリマーケットが端末の選択に与える影響は低いという結果と相まって、プリインストールされたアプリの利用比率が高い結果となっているようである。この点、端末にプリインストールすることができるアプリの選択について、OS提供者による競争制限的な取り扱いが行われている可能性や、実際にそのような取扱いが行われていた場合には、結果的に、アプリを通じて利用できるサービスの選択におけるOS提供者による競争阻害が起きる可能性につき、調査及び評価すべきと考える。なお、実際の事業において優越的地位の濫用などが行われている実態は、差別されている側が市場から排除されるのではないかという強い恐れを抱いている状態においては数値、ましてや公表されるものに表れたりすることがない、という現実を正しく見つめるべきである。適切な競争環境の整備を目指すのであれば、調査や評価方法の抜本的な見直しが不可欠であると思料する。</p> <p style="text-align: right;">【ヤフー株式会社】</p>	<p>本評価結果案P64において、「今後、仮に上位下位レイヤーの市場において支配的な事業者と移動系通信事業者との間で、排他的な取引等が行われるようなことがあれば、結果としてネットワークレイヤーの市場において特定の事業者利用者がロックインされる潜在的な可能性は否定できない」旨記述した上、P65において今後の留意事項として「上位下位レイヤー等の動向については、引き続き注視していくことが必要である」旨記述しています。</p>
	<p>メールサービスは、一般に、一度使い始めたメールアドレスを変更することは容易ではなく、他のメールサービスへの乗り換えが起こりにくいため、メールサービスの囲い込みが生じ得る構造になっている点について調査すべき。</p>	
64	<p>Android 端末では、Google Inc. 社のアカウントを取得することなく端末を利用することは事実上できず、当該アカウントを取得した場合、自動的にGoogle Inc. 社の提供するメールサービスの利用が可能となる。メールサービスは、一般に、一度使い始めたメールアドレスを変更することは容易ではなく、他のメールサービスへの乗り換えが起こりにくいのは自明である。この点、『移動系通信市場（音声通信、データ通信）』に該当するサービスではないものの、電気通信業務でもあるメールサービスの囲い込みが生じ得る構造になっている点について、調査すべきと考える。</p> <p style="text-align: right;">【ヤフー株式会社】</p>	<p>本評価結果案P65に「サービスの乗り換え率等の指標を可能な範囲で分析することが必要」である旨記述しています。</p>
	<p>MVNOの料金戦略がMNOに対する料金競争圧力となり得るほどの対等な市場競争になっ</p>	

	<p>ているとは言い難い状況と考えるため、当該箇所の記述は将来的な可能性としての言及までに留めておくことが適当。</p>	
63	<p>・ MVNO の低速度低料金サービス等の新サービスにより、新たな市場需要の開拓や特定の利用者への需要喚起に寄与しているとは考えますが、まだニッチ市場の域を超えていないと推測します。現状のコンシューマ市場の実態としてはブランド力や販売体制が確立された MNO 間によるキャッシュバックキャンペーン等のゼロサム競争が主流であり、MVNO の料金戦略が MNO に対する料金競争圧力となり得るほどの対等な市場競争になっているとは言い難い状況と考えるため、当該箇所の記述は将来的な可能性としての言及までに留めておくことが適当と考えます。</p> <p style="text-align: center;">【イー・アクセス株式会社】</p>	<p>ご指摘の点に関しては、「MNO事業者に対する料金競争圧力となり得る可能性」と記述しており、潜在的な可能性について言及しているものです。</p>
	<p>NTTドコモ単独の市場支配力の存在に係る評価については賛同する。しかしながら、NTTドコモが「市場支配力を行使し得る」とは到底言い難い状況であることは明らかである。</p>	
64	<p>当社単独の市場支配力の存在について、近年の競争状況を踏まえた評価がなされたことは適切な評価の方向性であり、賛同致します。</p> <p>しかしながら、単独の市場支配力について、当社とKDDI殿およびソフトバンクモバイル殿との差分がいかほどかの分析がされた形跡はなく、さらには直近の競争状況を基本方針における市場支配力の定義（平成24年2月3日公表）「事業者がその意思によってある程度自由に価格、品質、数量、商品選択の多様性その他各般の条件を左右する力」に当て嵌めれば、当社が「市場支配力を行使し得る」とは到底言い難い状況であることは明らかであり、移動体通信市場においては、明らかに市場支配力を有するとされる事業者は存しないと考えております。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ】</p>	<p>貴社単独の市場支配力の存在について、基本的に賛同の御意見として取り扱わせていただきます。</p> <p>なお、「市場支配力を行使し得る」とは到底言い難い状況であるとの御意見については、本評価結果案では、事業者別シェア等の数値を踏まえ、評価を行ったところです。</p>
	<p>移動系通信市場において、「モバイル事業者上位3社に市場支配力が強く存在し、更なる歯止めとなる措置なしには、その行使を抑止できない」と評価することが適当。</p>	
63～65	<p>■次に示す点を踏まえ、移動系通信市場において、「モバイル事業者上位3社に市場支配力が強く存在し、更なる歯止めとなる措置なしには、その行使を抑止できない」と評価することが適当と考えます。</p>	<p>モバイル事業者上位3社の市場支配力に関する御意見については、本評価結果案では、事業者別シェア等の数値に加え、スマートフォン等の</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移動系通信市場への参入に不可欠で、国民の共有財産である有限希少な周波数について、モバイル事業者上位3社が、ほぼ独占している</li> <li>・モバイル事業者上位3社の顧客規模は、すべての国民に相当するレベルに達している</li> <li>・1世帯あたりの通信料金負担は、固定系通信に比べ、移動系通信が大きい</li> <li>・移動系通信サービスの料金体系が極めて複雑化・多様化しているため、利用料金の正確な把握や事業者間比較等は容易でなく、利用者が適正な料金水準を判断できない恐れがあることから、利用者利益が損なわれている可能性が高い</li> </ul> <p>■利用者利益の確保の観点から、国内および海外における移動系通信市場（MVNOを含む）の動向等について幅広く比較しつつ、モバイル事業者の市場支配力と料金水準との関係についてさらに踏み込んだ分析・評価が必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社ケイ・オプティコム】</p>	<p>キャンペーンの展開状況、料金面におけるMVNOによる潜在的な競争圧力の存在、上位下位レイヤー等との連携サービスといった様々な要素を勘案し、総合的な評価として「複数事業者が協調して市場支配力を実際に行行使する可能性は低い」としたところでは、</p>
	<p>「モバイル事業者上位3社の強い市場支配力により、移動系通信市場から固定系通信市場へのレバレッジがある」と評価することが適当。</p>	
63～65	<p>■次に示す点を踏まえ、「モバイル事業者上位3社の強い市場支配力により、移動系通信市場から固定系通信市場へのレバレッジがある」と評価することが適当と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・モバイル事業者上位3社の顧客規模は、固定系ブロードバンド市場及び固定電話市場を凌ぐ規模に成長しており、電気通信市場全体（移動系+固定系）に対して、既に大きな影響力を保持している</li> <li>・モバイル事業者を傘下にもつ「企業グループ」は、モバイル事業者の顧客基盤やブランド力を軸に、固定系ブロードバンド市場及び固定電話市場への影響力を拡大している</li> </ul> <p style="text-align: right;">【株式会社ケイ・オプティコム】</p>	<p>固定系との連携サービスについては、提供が開始されたばかりであり、本評価結果案P33及びP65において記述したとおり、同サービスの移動系通信市場に与える影響も含め、その動向を注視していくこととしています。</p>
	<p>NTTドコモの市場支配力を行使し得る地位は低下していない。また「複数事業者が協調して市場支配力を実際に行行使する可能性は低い」との評価については、新興事業者やMVNOが成長しづらい市場環境になっている点の言及も必要。</p>	
64、65	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近年の傾向からNTTドコモの市場シェアが微減しているとはいえ、平均月次増加率が低下傾向にあっても、平成23年度の純増数：約212万、平成24年4月～7月末時点の純増数：約42万（※出所：TCAの事業者別契約数）と契約者数は依然として増加傾向にあり、6,000</li> </ul>	<p>NTTドコモの市場支配力を行使し得る地位は低下していないとの御意見については、本評価結果案では、</p>



	<p>万契約（平成 24 年 7 月末時点：携帯契約数シェア約 4 6 %）を超える巨大な顧客基盤を有する事業者には相違ないことから、現在においても市場支配力を行使し得る地位は低下していないと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>また、「複数事業者が協調して市場支配力を実際に行使する可能性は低い」状況との評価がありますが、既存大手 3 事業者のグループ化が進んでいること、キャンペーンなど販売促進活動は資金力に優れた上位 3 事業者が優位なこと、またシェアの推移の太宗からは寡占状態は変わっていないため、新興事業者や MVNO が成長しづらい市場環境になっていると考えますので、その点の言及も必要と考えます。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【イー・アクセス株式会社】</p>	<p>NTT ドコモのシェアが依然として高いものの近年減少傾向にあることや、平均月次増加率や番号ポータビリティの状況などを踏まえ、「市場支配力を行使し得る地位は低下している傾向にある」と評価したところで</p> <p>また、新興事業者や MVNO が成長しづらい市場環境になっている旨言及が必要であるとの御意見については、本評価結果案 P9 にあるとおり、上位 3 事業者以外の事業者のシェアも微増傾向にあり、また MVNO については P 27 にあるとおり、事業者数及び契約者数ともに増加傾向にあることから、今後の動向を注視して参ります。</p>
	<p>移動系および固定系を含めた「企業グループ」や、移動系音声／移動系データ／固定系音声／固定系データの各通信市場間の相関関係を分析・評価することが必要。</p>	
<p>6 3 ~ 6 5 (第 2 章 2 0 ~ 2 1、5 6 ~ 6 1、 第 3 章 2 8 ~ 2 9)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 特に、移動系通信サービスのさらなる高度化（高速大容量化等）や割当周波数帯域の拡大により、今後一層の固定系通信市場へのレバレッジが強まることから、移動系および固定系を含めた「企業グループ」を一体として分析・評価を行うことが必要と考えます。</li> <li>■ N T T グループにおいては、実質的にグループ内に閉じた連携・一体的活動（下記事例参照）を行い、各市場で保有する市場支配力を更に拡大させていることから、「固定系通信市場及び移動系通信市場の全般において、N T T グループによる市場支配力が存在し、行使されている」と評価することが適当と考えます。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【株式会社ケイ・オプティコム】</p>	<p>企業グループをどのような範囲で設定し、どのように市場の分析及び評価に反映させるかについては、今後の検討課題とさせていただきます。</p>

<p>63～65 (第2章 20～21、56～61、 第3章 28～29)</p>	<p>■ また、移動系通信市場は、音声通信とデータ通信が一体で評価されているが、各市場間のレバレッジ（顧客基盤を元にした利用者の移行・拡大）が存在する可能性があることから、移動系音声／移動系データ／固定系音声／固定系データの各通信市場間の相関関係を網羅的に分析するとともに、評価することが必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社ケイ・オプティコム】</p>	<p>本評価結果案においては、現時点での市場の動向等を踏まえ、分析・評価を実施しているところです。</p> <p>なお、本評価結果案P33や第2章P17、P52及びP61において、固定系と移動系の連携サービスの状況を含め、将来的な市場の画定の在り方についても視野に入れつつ、その動向を注視していくことが必要である旨記述しているところです。</p>
	<p>MVNOの分析・評価に当たっては以下のとおりとすべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「MVNOガイドライン」策定の目的を踏まえ、多様かつ低廉なサービスを提供するMVNOの参入が適切に促されているかという観点でなされるべき。</li> <li>・MVNOの参入阻害要素の有無等を明らかにすべく、MNOに焦点を当てて分析・評価すべき。</li> <li>・MNOとMVNOを移動系通信事業者として同等に取り扱った上で分析・評価すべき。</li> </ul>	
<p>63～65</p>	<p>■ MVNOの動向に係る分析・評価にあたっては、「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」策定の目的を踏まえ、多様かつ低廉なサービスを提供するMVNOの参入が適切に促されているかという観点でなされるべきと考えます。</p> <p>■ MNOによるMVNOへの網開放に係る取組については、すべてのMNO事業者が積極的に推進している状況にはないことから、「電気通信事業分野における競争状況の評価2010」において注視するとしたMVNOの参入を阻害する要素の有無等を明らかにするため、次の点を含め、MNOに焦点を当てた分析・評価を行うべきと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・音声通信サービスへ参入するMVNOが極めて限定的である現状を鑑み、音声通信およびデータ通信を区分した上でMVNO参入事業者数、契約者数とそのシェア等を分析・評価する</li> <li>・MNOとMVNO間の関係について、卸役務提供および事業者間接続を区分した上で市場動向を分析・評価する</li> </ul>	<p>MVNOの動向については、本評価結果案P26、27において分析を行ったところであり、P65においても、「今後もその動向を注視していくことが必要である」旨記述しています。</p> <p>なお、分析・評価の方法等に関する御意見については、今後の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>

	<p>・移動系通信事業者が、端末のSIMロック解除を希望する利用者に対して求める手続き等によって、MVNOを含む他事業者への乗り換えを阻害する要因となる懸念があることから、移動系通信事業者毎のSIMロック解除件数（利用者数）を明らかにする等、SIMロック解除の推進状況を分析・評価する</p> <p>■ 海外においては、MNOとMVNOが対等な立場で市場を形成している事例もあることから、移動系通信市場におけるMVNOの市場形成状況をより明確にするため、移動系通信市場の分析及び競争状況の評価の全般にわたって、MNOとMVNOを移動系通信事業者として同等に取り扱った上で分析・評価することが必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社ケイ・オプティコム】</p>	
	<p>ネットワークレイヤーのみならず、国内外の上位及び下位レイヤーが単独または連携してネットワークレイヤー等の競争に与える影響についても留意して、適切な設備規制の在り方の検討に資すよう、分析すべき。</p>	
<p>—</p>	<p>一方、近年の電気通信市場においては、通信事業者のみならず端末ベンダーやプラットフォーム事業者等が多種多様なサービスを提供しており、従来の通信事業者によるネットワークレイヤー主体の垂直統合モデルは相対的に縮小傾向にあります。そのため、ネットワークレイヤーのみならず、国内外の上位及び下位レイヤーが単独または連携してネットワークレイヤー等の競争に与える影響についても留意して、適切な設備規制の在り方の検討に資すよう、分析していただきたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<p>適切な設備規制の在り方に関する御意見については、個別の政策の方向性に関する御意見として、今後の行政の推進に当たっての参考とさせていただきます。</p>
	<p>上位下位レイヤーの支配的プレイヤーが、単独または連携して通信レイヤーの競争に与える影響についても留意し、日本においては世界に類を見ないMVNOへの接続義務がMNOに課されていることも踏まえ、適切な設備規制の在り方の検討に資すよう分析すべき。</p>	
<p>65</p>	<p>注視する項目として「上位下位レイヤー等の動向」について挙げていることに賛同します。国内外の事業者を問わず、非電気通信事業者である上位レイヤーや下位レイヤーの支配的プレイヤーが、単独または連携して通信レイヤーの競争に与える影響についても留意し、日本においては世界に類を見ないMVNOへの接続義務がMNOに課されていることも踏まえ、適切な設備規制の在り方の検討に資すよう分析していただきたいと考えます。</p>	

	【KDDI株式会社】	
	各種情報を幅広く収集し、動向の把握・評価を行っていく場合、収集したデータの取り扱いについて、事業者の事業活動への影響を配慮し慎重に対応すべき。	
65 (第2章6 1)	<p>各市場において、サービスやビジネスモデルの変化等の観点から、その影響や市場の動向を把握することについては基本的に賛同します。しかしながら、上記記載に見られるように各種情報を幅広く収集し、動向の把握・評価を行っていく場合、収集したデータの取り扱いについて、事業者の事業活動への影響を配慮し慎重に対応頂きたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンクグループ】</p>	<p>各市場の動向の把握について、基本的に賛同の御意見として取り扱わせていただきます。</p> <p>なお、収集データの取り扱いに関しては、十分な配慮をすることとしています。</p>

## 第1編第2章

頁	意見	総務省の考え方
	<p>市場の評価に当たっては、都道府県別だけではなく、市町村等、各事業者の参入エリアに合わせて市場をより細分化して把握・分析することが必要。その上で、事業者の参入が進んでいないエリアにつき、なぜ参入が進まないのか、各事業者の事業戦略や参入意欲の問題まで含め、その要因を多角的に分析すべき。</p>	
3、5	<p>市場の評価にあたっては、市場間の競争動向や事業者の一体的なサービス提供を踏まえた上で、情報通信市場を一体として捉えた分析・評価を行うべきであると考えますが、仮に部分市場として地理的市場を細分化して分析する場合には、事業者は必ずしも都道府県という単位で市場に参入するとは限らないことから、都道府県別の分析・評価を行うだけではなく、市町村等、各事業者の参入エリアに合わせて市場をより細分化して把握・分析することが必要であると考えます。そのうえで、事業者が参入しているエリアだけでなく、参入が進んでいないエリアについても、なぜ参入が進まないのか、各事業者の事業戦略や参入意欲の問題まで含め、その要因を多角的に分析すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【東日本電信電話株式会社】</p>	<p>地理的市場は、基本的に支配的事業者の事業エリアをもとに画定されるものであり、分析についてはこれまで寄せられた御意見等も踏まえ、都道府県別の分析を行ったものです。</p> <p>なお、事業者の参入が進んでいないエリアの状況については、どのように把握できるのか、貴社を含めた電気通信事業者の協力を得つつ、検討を進めて参りたいと考えています。</p>
42、59	<p>電気通信事業分野における競争状況の評価 2011（案）では、従来の評価と変わらず都道府県別単位のストック（契約数）を分析・評価していますが、【図表Ⅱ-41 F T T H 契約数（全体及び N T T 東西）の純増数の推移】にあるとおり、KDDI 殿の本格展開に伴い四半期別の純増数で見ると N T T 東西の F T T H 全体におけるシェアは平成 23 年度第 3 四半期では約 74%であったのに対し、直近の平成 23 年度第 4 四半期では約 61%まで大きく低下しており、純増数シェアをエリア別に見ると、例えば競争の激しい東京都は約 43%、北海道や栃木県は約 38%に逆転しており、総論で述べたとおり、固定と移動の垣根を超えた競争環境の構造的変化の影響が及んでいることも想定されます。</p> <p>また、F T T H 市場のシェアが逆転しているエリアを含め、競合事業者は当該エリアの全域においてサービス提供しているわけではなく、参入エリアが限定されているため、都道府県単位ではなく、市町村等、各事業者の参入エリア単位で分析・評価を行うことで、より競</p>	<p>また、純増数による分析・評価については、本評価結果案において、すでに行っているところです。</p>

	<p>争状況の実態が明確になると考えます。</p> <p>したがって、FTTH市場の分析・評価においても、市場の構造変化をタイムリーにかつ多面的に評価する観点から、ストック（契約数）での分析・評価に加え、例えば四半期単位に細分化したフロー（純増数）による評価・分析や都道府県単位ではなく、市町村等、各事業者の参入エリア単位での分析・評価を行うことも必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【東日本電信電話株式会社】</p>	
	<p>固定系ブロードバンド市場及びFTTH市場においては、固定・移動を問わず多種多様な事業者が参入し、また府県毎に活発な競争が繰り広げられており、NTT西日本は市場支配力を行使し得る地位にはない。</p>	
21、61	<ul style="list-style-type: none"> <li>・評価案においては、固定ブロードバンド市場及びその部分市場たるFTTH市場に閉じて、シェアの大小を分析し、「NTT西日本は市場支配力を行使し得る地位にある」と評価しています。</li> <li>・また、評価案にあるとおり、FTTH市場では6府県で他事業者シェアが40%（滋賀県、奈良県では50%）を超えており、またCATV事業者等の積極的な事業展開もあり、固定ブロードバンド市場で見れば10府県で当社シェアが50%を下回るなど、参入意欲のある事業者が存在するエリアを中心に、地域毎に特色のある活発な競争が展開されております。</li> <li>・このように、ブロードバンド市場においては、固定・移動を問わず多種多様な事業者が参入し、また府県毎に活発な競争が繰り広げられており、NTT西日本は市場支配力を行使し得る地位にはありません。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【西日本電信電話株式会社】</p>	<p>固定ブロードバンド市場及びFTTH市場において、NTT西日本は市場支配力を行使し得る地位にないとの御意見については、本評価結果案では、各市場における事業者別シェア等の状況や市場集中度といった数値を踏まえて、それぞれ評価を行ったところです。</p>
	<p>NTT東・西が固定系ブロードバンド市場において実際に市場支配力を行使していると評価すべき。</p>	
21	<p>本評価結果案においては、NTT東・西以外の事業者によるFMCサービス等の新たなサービスの開始を理由に「NTT東・西が実際に市場支配力を行使する可能性は低い」とされていますが、現にNTT東・西のシェアが54.0%と前年より引き続き1.5ポイント上昇している状況を踏まえると、新たなサービスの開始がただちに市場支配力を行使する可能性の低下につながるとは言えません。むしろ、移動体データ通信市場のトラヒックの増大化に伴いオフロードの観点から固定網の重要性が高まっており、ドミナントな固定事業者の影響力が増してきていることに留意すべきです。競争評価2010において「NTT東・西には、第一種指定電気通信設備制度に基づ</p>	<p>固定ブロードバンド市場において、NTT東西は実際に市場支配力を行使しているとの御意見について、本評価結果案では、従来の契約数や事業者別シェアのみならず、FTTH契約数増加率の鈍化傾向や新たなサービス競争状況といった様々な要素を勘案</p>

	<p>く規制等の措置が講じられていますが、NTT 東・西が単独で市場支配力を行使する可能性は否定できず、固定電話市場からのレバレッジの懸念等がある。」とされていましたが、今回も第一種指定電気通信設備に係る規制措置が講じられているにもかかわらず、NTT 東・西のシェアが増加していることは明らかであり、NTT 東・西が同市場において実際に市場支配力を行使していると評価すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>	<p>し、総合的な評価として「実際に市場支配力を行使する可能性は低い」としたところです。</p>
	<p>FTTH市場に対して固定電話市場からのレバレッジの懸念も引き続きあり、「NTT 東・西が実際に市場支配力を行使する可能性は低い」と評価すべきではない。</p>	
6 1	<p>本評価結果案において「NTT 東・西が実際に市場支配力を行使する可能性は低い」とされてはいますが、FTTH市場において、NTT 東・西はボトルネック性の高い設備を持っており、新たなサービス競争が開始されたり、第一種指定電気通信設備に係る規制措置が講じられたりしているにもかかわらず、NTT 東・西のシェアはそれぞれNTT 東日本 80.5%、NTT 西日本 67.4%と依然として高止まりし、市場支配力はむしろ維持されています。</p> <p>FTTH市場に対して固定電話市場からのレバレッジの懸念も引き続きあり、「NTT 東・西が実際に市場支配力を行使する可能性は低い」と評価すべきではありません。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>	<p>固定電話市場からのレバレッジに関しては、本評価結果案P21において、「メタルから光ファイバへのマイグレーションの進展が予想される中、固定電話市場からのレバレッジの懸念がある」旨記述しています。</p> <p>なお、FTTH市場において、NTT東西が実際に市場支配力を行使する可能性は低いと評価すべきではないとの御意見については、本評価結果案では、ご指摘の固定電話からのレバレッジ等も含め、総合的に評価を行ったところです。</p>
6 1	<p>第一種指定電気通信設備における規制措置が講じられているとされておりますが、光ファイバの開放やNTT東西殿の次世代ネットワーク及び地域IP網における機能アンバンドルは不十分なものであり、多数の事業者によるサービス競争<sup>※2</sup>が進展している状況にはないと考えております。このため、NTT東西殿の市場支配力の行使の可能性が低いと評価することは早計であると考えます。</p> <p>また、昨年度までのFTTH市場の評価においては、固定電話市場からのレバレッジ懸念が示されていましたが、本年度にはそうした評価が為されておりません。本年度においてもネットワーク開放の実質的な前進が見られないことから、引き続き固定電話市場からのレバレッジ懸念があることを明記すべきであり、また、その原因となっているアンバンドルの未整備等の課題について示唆すべきと考えます。</p> <p>※2 「グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース」による「『光の道』構想実現に向けて取りまとめ」における定義</p>	

	サービス競争 : 他事業者から設備を借りてサービスを提供する事業者間の競争 【ソフトバンクグループ】	
	FTTH市場を重点分析する際には、ADSL市場との比較分析や、アンバンドルの状況分析等を項目に含め、ネットワーク開放度合い自体への評価と、それに紐づく課題の示唆をすべき。	
38	<p>FTTH市場においては、東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿（以下、合わせて「NTT東西殿」という。）のシェアが設備ベースで77.3%、契約ベースで74.2%（いずれも2012年3月末時点）と独占状態にあり、こうした状況は、アンバンドル等のネットワーク開放施策が不十分であることに起因する結果であると考えます。</p> <p>本年度評価においては、NTT東西殿の光ファイバ回線貸出数の割合における東日本地域と西日本地域の傾向の違い及びその割合が全国平均で5.8%であるという事実を指摘するに留まっていますが、それらに対する評価が為されておらず、評価結果として内容が不十分であると考えます。メタルから光へのマイグレーションが進展する状況下においては、ADSLとの比較等によるネットワーク開放の進捗度及びネットワーク開放施策であるアンバンドルの整備状況等を評価すべきと考えます。</p> <p>これらの点より、今後、FTTH市場を重点分析するに当たっては、具体的に以下の項目を追加すべきと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・FTTH市場の事業者間取引市場における競争状況 <ul style="list-style-type: none"> <li>－FTTH市場とADSL市場におけるアクセス回線の貸出割合の経年推移比較</li> <li>－FTTH回線市場とADSL回線市場において、アクセス回線の貸出を受けている企業数の経年推移比較</li> </ul> </li> <li>・NTT-NGNにおけるオープン化の度合い <ul style="list-style-type: none"> <li>－アンバンドルメニューの内容</li> <li>－アンバンドルメニュー毎の利用実績</li> </ul> </li> </ul> <p>一例として、上記の項目のうちFTTH回線市場とADSL回線市場における回線貸出数の割合比較については、2011年3月末時点で、NTT東西殿のADSLに用いられるメタル回線貸出数の割合は概</p>	<p>本評価結果案P61において、FTTH市場については、様々な観点から幅広く情報を収集することとしている旨記述しているところであり、ご指摘の点については、今後の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>



	<p>算で約65%※1となり、本年度評価にあるNTT東西殿の光ファイバ回線貸出数の割合5.8%と比較するとその差は約58%と、ネットワーク開放の促進度合いに大きな差があることは明らかなです。</p> <p>以上より、次年度以降にFTTH市場を重点分析する際には、例に挙げたような比較分析や、アンバンドルの状況分析等を項目に含め、ネットワーク開放度合い自体への評価と、それに紐づく課題を示唆して頂きたいと考えます。</p> <p>※1 「電気通信分野における競争状況の評価2010」より試算</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ADSLに用いられるメタル回線に占めるNTT東西の設備シェア : 99.9%</li> <li>・ ADSL市場における契約数のNTT東西のシェア : 34.9%</li> </ul> <p style="text-align: right;">【ソフトバンクグループ】</p>	
	<p>NTT東西による貸出回線料金等を市場から離れて恣意的に設定することは、価格合理性をないがしろにし、公正な設備競争を阻害する可能性があるため、NTT東西の光ファイバ接続料やNGN機能のアンバンドルに係る接続料水準が設備競争へ及ぼす影響について、詳細に分析・評価することが必要。</p>	
20~21、56~61	<p>■ FTTH市場における「設備競争の状況」や「事業者間取引の状況」の分析により、設備競争の地域間格差が明確となり非常に有意義と考えます。</p> <p>■ しかしながら、設備競争の活発な西日本地域においても、NTT東西による貸出回線料金等を市場から離れて恣意的に設定することは、価格合理性をないがしろにし、公正な設備競争を阻害する可能性があります。そのため、NTT東西の光ファイバ接続料やNGN機能のアンバンドルに係る接続料水準が設備競争へ及ぼす影響について、詳細に分析・評価することが必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社ケイ・オプティコム】</p>	<p>FTTH市場における「設備競争の状況」や「事業者間取引の状況」の分析について、基本的に賛同の御意見として取り扱わせていただきます。</p> <p>なお、NTT東西の光ファイバ接続料等に関する御意見については、本評価結果案P61において、FTTH市場については、様々な観点から幅広く情報を収集する旨記述しているところであり、今後の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>
	<p>活用業務を利用したサービス提供状況についても詳細に分析・評価することが必要。</p>	
20~21、56~	<p>■ NTT東西は、公正競争環境を確保するために行われたNTT再編の趣旨に反し、活用業務を利用して、なし崩し的に業務範囲を拡大しています。これにより、NTT東西シェアの高まり</p>	<p>NTT東西の活用業務のサービス提供状況に関する御意見については、</p>

6 1	<p>の要因となっていることから、活用業務を利用したサービス提供状況についても詳細に分析・評価することが必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社ケイ・オプティコム】</p>	<p>今後の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>
	<p>第一種指定電気通信設備に係る規制措置によりFTTH契約数の増加率が鈍化しているようにも読み取れるため、誤解をまねくことがないような表現に変更すべき。また、FTTHの契約数の増加率が鈍化傾向にある理由について分析する必要がある</p>	
2 1、6 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「第一種指定電気通信設備に係る規制措置が講じられている中、FTTHの契約数の増加率が鈍化傾向にあり」並びに「第一種指定電気通信設備に係る規制措置が講じられている中、契約数の増加率が鈍化しつつあり」といった記述では、第一種指定電気通信設備に係る規制措置によりFTTH契約数の増加率が鈍化しているようにも読み取れるため、誤解をまねくことがないような表現に変更した方がよいと考えます。</li> <li>・また、FTTHの契約数の増加率が鈍化傾向にある理由については、移動系サービスの拡大傾向との相関関係、料金面等について引き続き分析する必要があると考えます。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【イー・アクセス株式会社】</p>	<p>本評価結果案P21等における「第一種指定電気通信設備に係る規制措置が講じられている中」という表現は「市場支配力を行使する可能性は低い」にかかるものであることから、その記述ぶりについて明確化します。また、FTTHの契約数の増加率が鈍化傾向にある理由については、今後の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>
	<p>移動系データ通信の伸びによってNTT東西のFTTH純増数が減少傾向にあるとの評価については、回線サービス自体の収益力の低下及び他業種との相互関係の実態について、より詳細な分析を実施することが必要</p>	
4 2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 移動系データ通信の伸びによってNTT東西のFTTH純増数が減少傾向にあるとの評価については、固定系ブロードバンドとスマートフォン向けのデータ通信を組み合わせたサービスが提供されるなど、連携したサービス提供が双方向でのレバレッジ効果を生み出している可能性もあることから、回線サービス自体の収益力の低下及び他業種との相互関係の実態について、より詳細な分析を実施することが必要と考えます。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【イー・アクセス株式会社】</p>	<p>より詳細な分析を実施することが必要という御意見については、今後の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>
	<p>ISPとの一括請求に係る記述について修正すべき。</p>	

53	<p>当社は、お客様の利便性向上の観点から「フレッツ光」とISPの利用料金の一括請求を可能にしておりますが、【図表Ⅱ-47】（備考）に記載されているように、「OCN」と「ぷらら」に限って一括請求を可能にしていることはなく、その他のISPについても一括請求を可能にしております。</p> <p>したがって、「月額利用料はISPと回線を分けて表示。請求も個別だが、OCNはNTTとの一括化、ぷららはNTTの電話料金請求との一括化が可能。」という記述は削除の上、下記のとおり修正すべきと考えます。</p> <p>（修正案）</p> <p>「月額利用料はISPと回線を分けて表示。ISP※とNTTの利用料金の一括請求が可能。」</p> <p>※ASAHIネット、BB.excite、BIGLOBE、WAKWAK、OCN、plala、So-net、DTI、@nifty、hi-ho 【東日本電信電話株式会社】</p>	<p>ご指摘の点を踏まえ、本評価結果案の記述ぶりについて明確化します。</p>
<p>インターネット接続サービスにおいて、固定系ブロードバンド市場やFTTH市場との相互関係について注視していくことは適切。</p>		
72	<p>・ インターネット接続サービスにおいて、固定系ブロードバンド市場やFTTH市場との相互関係について注視していくことは適切と考えます。更に、ISPが移動体系アクセスを含めてサービスの提供を行っているかどうか等、移動系ブロードバンド市場との関係についても留意する必要があると考えます。</p> <p>【イー・アクセス株式会社】</p>	<p>ISPと固定系ブロードバンド市場等の相互関係への注視については、基本的に賛同の御意見として取り扱わせていただきます。</p> <p>なお、ISPと移動系ブロードバンド市場の関係についても留意すべきであるという御意見については、今後の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>

### 第1編第3章

頁	意見	総務省の考え方
	<p>今後もドライカップ接続料は大幅に上昇することは確実であることから、「2011年については接続料算定の見直しにより一時的に低下した」ことを追記し、引き続き注視していく必要がある。</p>	
15	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2011年の接続料低下は、接続料算定の見直し（土木設備の耐用年数）によるものであり、メタルから光ファイバへのマイグレーションが進展する中、需要が減少することで、需要減少に応じたコスト削減の実施及び抜本的な接続料算定の見直しが実施されない限り、今後もドライカップ接続料は大幅に上昇することは確実です。</li> <li>・ したがって、「2011年については接続料算定の見直しにより一時的に低下した」ことを追記いただき、今後も接続料の上昇が見込まれること、並びに競争環境へ多大な影響を与える可能性があるため、引き続き注視していく必要があると考えます。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【イー・アクセス株式会社】</p>	<p>ドライカップ接続料の推移については、事実に基づき、本評価結果案において「2010年までは上昇傾向にあり、2011年に低下したものの、2012年は小幅ながら上昇している。」と記述しています。</p> <p>なお、今後のドライカップ接続料については、平成24年度接続料の認可に際し、本年3月29日付け情報通信行政・郵政行政審議会答申において、「移行期におけるメタル回線に係る接続料算定の在り方について、平成23年12月20日付情報通信審議会答申「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」を踏まえ、具体的な検討を行うこと」が要請されていると承知しています。</p>
	<p>メタルから光ファイバへのマイグレーションの進展が予想されるのは、PSTNからNGNへのマイグレーションによるものであり、これは加入電話と重畳するADSLは事業基盤を失うことと同義であるため、ADSLからFTTHへのマイグレーションも同時に進行することを注視すべき。</p>	
21	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ メタルから光ファイバへのマイグレーションの進展が予想されるのは、PSTNからNGNへのマイグレーションによるものであり、これは加入電話と重畳するADSLは事業基盤を失うこと</li> </ul>	<p>メタル・PSTNで築かれたサービス競争が後退することなく、公正な市場競争が担保される環境であるかど</p>

	<p>と同義であるため、ADSL から FTTH へのマイグレーションも同時に進行することを、注視すべき事項として記載いただく必要があると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>これは、PSTN サービス（加入電話、ISDN、ADSL 等）において NTT 東西が有する巨大な顧客基盤、および PSTN 廃止に伴いサービス（マイライン、ドライカップ電話、ADSL 等）が継続できなくなる事業者の顧客基盤の両方を、NTT が自社の FTTH や OABJ-IP 電話に移行させることによる独占回帰が懸念されることを示しており、メタル・PSTN で築かれたサービス競争が後退することなく、公正な市場競争が担保される環境であるかどうか、引き続き注視していく必要があると考えます。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【イー・アクセス株式会社】</p>	<p>うか、引き続き注視すべきとの御意見については、本評価結果案P21にあるとおり、「固定系ブロードバンド市場の分析・評価に当たっては、メタルから光ファイバへのマイグレーションの進展が予想される中、固定電話からのレバレッジの懸念」があり、「その動向を注視していくことが必要である」と記述しており、今後の検討に当たり、参考とさせていただきます。</p>
	<p>NTT 東西が「市場支配力を行使しうる地位にある」という評価自体が成り立たず、当該市場においてすら行使し得ない市場支配力をもって、FTTH 市場等に影響を及ぼすことはあり得ない。また、固定系ブロードバンド市場へのレバレッジを懸念する必要性は無い。</p>	
22、29	<ul style="list-style-type: none"> <li>NTT 東西の加入電話については、その沿革、歴史を反映して、固定電話市場（加入部分）におけるシェアが高いことは事実ですが、現に競争事業者の事業戦略や営業活動の結果、光ファイバを用いる OABJ-IP 電話の進展等により、NTT 東西の固定電話（加入部分）のシェアは79.2%（前年同期80.8%）と低下を続けています。</li> <li>しかしながら、加入電話においては、不可欠設備を保有していることによる弊害を除去し、小売市場での公正な競争環境を整備するために、第一種指定電気通信設備制度に基づく設備開放義務など各種の規制が適用されていることから、NTT 東西が固定電話市場において市場支配力を行使することは制度的に不可能な仕組みになっています。</li> <li>以上のことから、そもそも NTT 東西が「市場支配力を行使しうる地位にある」という評価自体が成り立たず、当該市場においてすら行使し得ない市場支配力をもって、FTTH 市場等に影響を及ぼすことはあり得ません。</li> <li>また、割引サービスの有無や利用料金の安さがサービス選択の際に重視されているという結果からしても、固定系ブロードバンド市場へのレバレッジを懸念する必要性は無いと考えます。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【西日本電信電話株式会社】</p>	<p>固定電話市場において、NTT 東西が市場支配力を行使し得る地位にないとの御意見については、本評価結果案では、東日本地域、西日本地域それぞれについて、事業者別シェア等の状況や市場集中度といった数値を踏まえ、評価を行ったところです。また、固定電話から固定系ブロードバンド市場へのレバレッジを懸念する必要はないという御意見については、NTT 東西は設備面で見ても高いシェアを有していることから、現時点においてレバレッジの懸念は存在するものと考えています。</p>

<p>29 (第2章 21)</p>	<p>当社において、固定電話市場から固定系ブロードバンド市場へのレバレッジの懸念があるという記述がありますが、別紙のとおり、マイグレーションによるPSTNの移行先は、当社のひかり電話等の固定系ブロードバンドサービスに限られるものではなく、各事業者との競争とお客様の選択の結果、携帯やCATV等の他キャリアの電話サービスを含めたブロードバンドサービスになっております。</p> <p>したがって、メタルから光ファイバへのマイグレーションの進展が固定電話市場から固定系ブロードバンド市場へのレバレッジの懸念につながるという認識は不適切であると考えます。</p> <p>【東日本電信電話株式会社】</p>	
<p>NTT東・西が同市場において実際に市場支配力を行使していると評価すべき。</p>		
<p>28</p>	<p>固定電話（NTT東・西加入電話、直収電話、CATV電話及びOABJ-IP電話）市場における総契約数は前年比1.0%と減少傾向にあり、今回の評価結果案においては「市場全体としては縮小傾向」とされていますが、OABJ電話については依然として利用者の根強いニーズに支えられており、5,691万契約と大きな市場のうちNTT東・西のシェアは79.2%と高止まっています。NTT東・西はボトルネック設備を保有しつつ、顧客基盤を維持しており、依然として大きな市場支配力を持つ状況は変わらず、NTT東・西が同市場において実際に市場支配力を行使していると評価すべきと考えます。</p> <p>【KDDI株式会社】</p>	<p>固定電話市場におけるNTT東西の市場支配力の行使に関する御意見については、本評価結果案では、規制措置の存在のみならず、市場の状況や固定電話の利用状況等といった様々な要素を勘案し、総合的に評価を行ったところです。</p> <p>なお、番号ポータビリティに関する手続等、IP電話への移行における乗り換え状況に関する御意見については、本評価結果案P29において記述しているのとおり、関係事業者の協力を得ながら、番号ポータビリティの状況（IP電話への移行における事業者の乗り換え状況など）の詳細な分析等について検討することが必要としているところです。</p>
<p>「NTT東西が同市場において実際に市場支配力を行使する可能性は低い」との評価は適当でなく、「NTT東西の同市場における市場支配力の固定系ブロードバンド市場へのレバレッジが既に存在し、それにより固定系ブロードバンド市場での市場支配力を高めるとともに、固定電話市場での市場支配力の維持に寄与している」と評価することが適当。特に、加入電話から他事業者のOABJ-IP電話への移行について、番号ポータビリティに関する手続の簡便性等の点で事業者乗り換えの阻害する要因を生じえる余地があることから、IP電話への移行における事業者の乗り換え状況等について、より詳細な分析・評価が必要。</p>		
<p>20～2 1、56～ 61</p>	<p>■固定電話市場において、「NTT東西が依然として単独で市場支配力を行使し得る地位にある」との評価に賛同いたします。</p>	

<p>(第3章 28～29)</p>	<p>■一方で、次の点を考慮すると、「NTT東西が同市場において実際に市場支配力を行使する可能性は低い」との評価は適当でなく、「NTT東西の同市場における市場支配力の固定系ブロードバンド市場へのレバレッジが既に存在し、それにより固定系ブロードバンド市場での市場支配力を高めるとともに、固定電話市場での市場支配力の維持に寄与している」と評価することが適当と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・加入電話を独占的に提供してきたことにより醸成されたNTTブランドイメージにより、消費者がフレッツ光を選択することに影響を与えている</li> <li>・規制適用のないNTT西日本の販売代理店による加入電話ユーザ・ADSLユーザをターゲットとしたフレッツ光への移行を促す電話勧誘が、引き続き散見され、加入電話の加入者情報や接続情報の流用の疑念が拭いきれない</li> <li>・上記のレバレッジを足がかりに、フレッツ光とひかり電話のセット販売等によって、加入電話からひかり電話への移行促進にも繋げることで、当該レバレッジの効果を固定電話市場におけるNTT東西の市場支配力の維持に転じている</li> </ul> <p>■特に、加入電話から他事業者のOABJ-IP電話への移行について、NTT東西が進めるメタルから光ファイバへのマイグレーションもあいまって、番号ポータビリティに関する手続（回線名義人確認等）の簡便性等の点で事業者乗り換えの阻害する要因を生じえる余地があることから、IP電話への移行における事業者の乗り換え状況等より詳細な分析・評価が必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社ケイ・オプティコム】</p>	
------------------------	--	--

## 第1編第4章

頁	意見	総務省の考え方
	<p>接続専用回線を除く専用サービス市場については、今後さらに縮小していくことが予想されることから、その分析・評価に当たっては、データ収集・分析に留め、法人向けサービス市場全体の中で一体的に評価すべき。</p>	
1	<p>お客様が専用サービス・新型WANサービスに求めている機能は、ともに定額料金で大容量のデータ通信を行えることであります。近年、新型WANサービスにおいては、帯域保証やアクセス制御などのセキュリティ機能を具備し、品質面において専用サービスに匹敵する高品質なサービスとなっており、かつ低価格であるため、法人ユーザは専用サービスから新型WANサービスへのシフトを積極的に進めています。</p> <p>このように市場が変化している状況において、接続専用回線を除く専用サービス市場については、今後さらに縮小していくことが予想されることから、その分析・評価にあたっては、データ収集・分析に留め、法人向けサービス市場全体の中で一体的に評価すべきであると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【東日本電信電話株式会社】</p>	<p>専用サービス市場の分析評価方法の見直しに関する御意見については、今後の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p> <p>なお、本評価結果案P23では、専用サービス市場について、「今後の市場の画定も含め、法人向けネットワークサービスのサービス市場の在り方を検討することが必要」である旨記述しています。</p>
	<p>クラウドサービスの動向を把握していくことに賛同。</p>	
14	<p>クラウドサービスについては、昨今、そのサービス提供が活発化しており、今後その動向を把握していくことに賛同します。特に、NTT東西殿がASPサービスやクラウドサービスの活用業務を利用したサービスを開始しており、これらはネットワークと上位レイヤーのサービスをセットで提供するものであることから、NTT東西殿の提供するASPサービスやクラウドサービスへの接続手段がNTTグループに実質的に制限されていないか等、WANサービス市場に与える影響について、十分注視する必要があると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンクグループ】</p>	<p>クラウドサービスの動向の把握について、基本的に賛同の御意見として取り扱わせていただくとともに、今後の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>
	<p>WANサービスの評価については、NTT系事業者が同市場において「実際に市場支配力を行使する可能性は低い」ではなく、実際に市場支配力を行使しているとすべき</p>	
14	<p>今後の分析・評価にあたっての勘案要素として、WANサービスの提供形態がクラウドサービスや各種アプリケーションとの一体的なサービスが提供され始めていることを挙げていること</p>	<p>NTT系事業者が市場支配力を行使しているとすべきとの御意見について</p>



	<p>に賛同します。</p> <p>WAN サービス市場においては NTT 東・西と NTT コミュニケーションズ等、NTT グループ全体で7割近くのシェアを占めており、さらに、クラウドサービス市場においても、例えば日経コンピュータと ITPro が共催するクラウドランキングにおいて、NTT データがベストブランド賞を4期連続で受賞するなど NTT 系事業者が大きな地位を占めています。</p> <p>従って、評価については、NTT 系事業者が同市場において「実際に市場支配力を行使する可能性は低い」ではなく、実際に市場支配力を行使しているとすべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>	<p>ては、本評価結果案では、事業者別シェア等の数値に加え、新たなサービスの動向等の要素を勘案し、総合的な評価として、「実際に市場支配力を行使する可能性は低い」としたところでは、本評価結果案では、事業者別シェア等の数値に加え、新たなサービスの動向等の要素を勘案し、総合的な評価として、「実際に市場支配力を行使する可能性は低い」としたところでは、</p>
--	---	--

## 第2編はじめに

頁	意見	総務省の考え方
	<p>事業者間取引状況の把握対象として、特にFTTH市場に着目する必要性は無い。 また、NTT東西の光ファイバ貸出回線数のみを分析対象としても意義が乏しく、電力系事業者等の保有する光ファイバを含む事業者間取引の状況について分析を行うべき。</p>	
-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者間取引状況の把握対象として、特にFTTH市場に言及されておりますが、各事業者が当社設備に依存することなく、自ら光ファイバやIP網を構築してサービスを展開しており、他の市場に比べて事業者間取引が小売市場に与える影響は相対的に低いことから、敢えて当該市場に着目する必要性は無いと考えます。</li> <li>・また、ユーザニーズの動向や市場環境を踏まえれば、ブロードバンド市場の分析・評価に当たっては、固定に閉じるのではなく、固定と移動を大括りに捉える必要があると考えます。</li> <li>・それでもなお、あえて固定のFTTH市場における事業者間取引の状況を戦略的評価のテーマとして選定する場合には、前述の通り、FTTH市場では6府県で他事業者シェアが40%（滋賀県、奈良県では50%）を超えており、電力系事業者等との熾烈なサービス競争・設備競争が展開されている状況を踏まえれば、本評価案のように、NTT東西の光ファイバ貸出回線数のみを分析対象としても意義が乏しく、電力系事業者等の保有する光ファイバを含む事業者間取引の状況について分析を行うべきと考えます。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【西日本電信電話株式会社】</p>	<p>メタル回線から光ファイバへのマイグレーションの進展が予想される中、FTTH市場がブロードバンド市場の中心的な存在となりつつあることから、本年度の戦略的評価のテーマとしては、FTTH市場における事業者間取引を取り上げたものです。</p> <p>また、NTT東西の光ファイバ貸出回線数のみを分析対象としても意義が乏しいとの御意見に関しては、光ファイバ回線の保有シェアにおいてNT東西は77.3%を占めており、事業者間取引の実態を分析するためのデータとして有益なものであると考えますが、引き続き、貴社を含めた電気通信事業者の協力を得つつ、より精緻なデータ収集に向けて検討して参ります。</p>
	<p>公正競争レビュー制度との連携を強化する観点から、本年度の戦略的評価テーマを設定した点については賛同。</p> <p>公正競争レビュー制度と競争評価の連携に当たっては、競争評価の戦略的評価のテーマにこの「NTTグループのグループドミナンス」を採り上げ、分析・評価して頂くことを要望</p>	
	「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度」（以下、「公正競争レビュー制度」と	公正競争レビュー制度と競争評価

<p>いう。)と本制度との連携を強化する観点から、本年度の戦略的評価テーマを設定した点については賛同であり、次年度以降も同様に、公正競争レビュー制度との連携を促進させて頂きたいと考えます。</p> <p>また、「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」答申の中では、競争評価における戦略的評価で「同一グループに属する事業者間の連携状況」の分析・評価を行い、公正競争レビュー制度における検証にフィードバックすることが、両制度連携の具体例として明記されていますが、弊社共としても、昨今の活用業務による業務範囲の拡大やNTTファイナンス株式会社殿による統合請求開始といった動きに見られるNTTグループのグループドミナンスの強化を非常に危惧しているところです。従って、両制度の連携に当たっては、競争評価の戦略的評価のテーマにこの「NTTグループのグループドミナンス」を採り上げた上で、例えば下記を分析項目として、それが競争に与える影響について分析・評価して頂くこと要望します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・おまとめ請求、NTTグループカード、IDログインサービス等のNTTグループ統合サービスの利用件数の推移</li> <li>・他業種を含めたNTTグループ間の連携状況（業務の受委託、バンドルサービス提供状況等）</li> </ul> <p>このグループドミナンスの検証方法については、幅広くニーズを把握するため、また、有識者を含めて議論をするために、公開されたアドバイザリーボードの中で議題に採り上げることも有効であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンクグループ】</p>	<p>の連携強化について、基本的に賛同の御意見として取り扱わせていただきます。</p> <p>なお、競争評価の戦略的評価のテーマに関するご提案については、本評価結果案の第1編の各章において「事業者グループの状況」について取り上げるなど、可能な範囲で分析を行っているところです。</p>
--	--

## 第2編第2章

頁	意見	総務省の考え方
	<p>FTTHに限らず、ブロードバンド市場全体を分析・評価すべき。</p> <p>また、FTTHサービスの提供にあたり、自ら設備を構築するのか、NTT東西の設備を借り受けるのかは事業者の経営判断であり、当社の貸出実績と契約数のシェアの相関性と市場の評価は直接繋がらない。むしろ、各事業者が参入しているエリアだけでなく、参入が進んでいないエリアについても、なぜ参入が進まないのか、各事業者の事業戦略や参入意欲の問題まで含め、その要因を多角的に分析すべき。</p>	
2	<p>「光の道構想に関する取組状況」の検証に向けて、FTTH市場における事業者間取引の状況の分析・評価を行っています。「グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース」やその後の「ブロードバンド普及促進のための競争政策委員会」等でも、「光の道」構想はFTTHだけでなく、無線やCATV等も含めたブロードバンド全体を対象として、「光の道」を実現していくものとされていることから、FTTHに限らず、ブロードバンド市場全体を対象に分析・評価すべきと考えます。</p> <p>また、FTTHサービスの提供にあたり、自ら設備を構築するのか、NTT東西の設備を借り受けるのかは事業者の経営判断であり、当社の貸出実績と契約数のシェアの相関性と市場の評価は直接繋がらないと考えます。むしろ、各事業者が参入しているエリアだけでなく、参入が進んでいないエリアについても、なぜ参入が進まないのか、各事業者の事業戦略や参入意欲の問題まで含め、その要因を多角的に分析すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【東日本電信電話株式会社】</p>	<p>メタル回線から光ファイバへのマイグレーションの進展が予想される中、FTTH市場がブロードバンド市場の中心的存在となりつつあることから、本年度の戦略的評価のテーマとしては、FTTH市場における事業者間取引を取り上げたものです。</p> <p>また、事業者の参入が進んでいないエリアの状況に関する分析については、どのように把握できるのか、貴社を含めた電気通信事業者の協力を得つつ、検討を進めて参りたいと考えています。</p>

## その他

頁	意見	総務省の考え方
	公正競争レビュー制度との連携強化の観点から、道路占用許可等の手続の状況を把握・分析することが必要	
ー	<p>■「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度」との連携強化の観点から、次の点を踏まえ、関係主体の取組に関する検証に資するため、道路占用許可等の手続の状況を把握・分析することが必要と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各道路管理者においては、二次占用許可申請の年間一括処理等、手続の簡素化にご配慮いただいているものの、道路等管理者毎に手続の考え方等が一律でない</li> <li>・道路占用許可等の手続にあたっては、電柱・管路等の所有の有無によって事業者がケーブル敷設時に必要となる手続が異なることから、当該手続に係る業務量に事業者間で大きな差が生じている</li> </ul> <p style="text-align: right;">【株式会社ケイ・オプティコム】</p>	道路占有許可等の手続に関する御意見については、個別の政策の方向性に関する御意見として、今後の行政の推進に当たって参考とさせていただきます。
	今年度の評価結果に、事業者の総合的な事業能力に関する分析・評価を今後の検討課題とする旨を追記すること及び次年度以降において、総合的な事業能力を実際に分析・評価すべき。	
ー	<p>NTTグループが公社時代から引き継ぐ「ブランド力」、「信用力」等は、その歴史的な背景より、当該事業グループのみが持ち得る価値であり、そこにどれだけの影響力があるかを分析・評価することは、NTTグループに属する事業者とその他の事業者との間に公正競争環境が確保されているかを評価する上で、不可欠な要素であると考えます。特に昨今、NTTグループが一体的な経営を掲げている中、「ブランド力」、「信用力」等の総合的な事業能力の評価が、現時点でまさに必要とされているところです。</p> <p>しかしながら、昨年度の評価結果では、事業者ヒアリングの中で挙げられた「企業グループ単位」、「ブランド力」等の項目をどのように市場の分析及び評価に反映させるかについては今後の検討課題とするとされ、また、本年度の基本方針においても、分析に用いる判断要素として「信用力」、「ブランド力」等といった「事業者の総合的な事業能力」が挙げられているにも</p>	昨年度公表した「電気通信事業分野における競争状況評価2010」第3編第2章において、企業グループ単位、ブランド力等を例示した上で、競争評価の指標として有効か否か、具体的にどのように市場の分析及び評価に反映させるかについてより専門的な検討が必要と考えられることから、今後の検討課題とする旨記述しているところであり、本評価結果案の第1編の各章において「事業者グループの状況」について取り上げ

	<p>係らず、本年度の評価結果を見るに、それらの項目の記載はなく、結果そうした分析・評価には触れられていない状況です。</p> <p>以上より、今年度の評価結果に、事業者の総合的な事業能力に関する分析・評価を今後の検討課題とする旨を追記すること及び次年度以降において、総合的な事業能力を実際に分析・評価して頂くことを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンクグループ】</p>	<p>るなど、可能な範囲で分析を行っています。</p>
	<p>競争評価アドバイザリーボードの開催に当たっては、原則として公開すべき。</p>	
—	<p>競争評価アドバイザリーボードの開催に当たり、平成18年度以降平成21年度までは、全回公開、若しくは、事業者から提出された情報を取り扱う可能性のある回のみ非公開とされていましたが、平成22年度においては全5回中3回が非公開、本年度においては全4回全てが非公開となっております。しかしながら、競争評価のプロセスや議論の透明化を保つためには、原則として公開すべきと考えます。</p> <p>特に、競争評価の「基本方針」、「実施細目」の決定に先立って開催されるアドバイザリーボードは、競争評価制度の在り方や分析・評価項目、戦略的評価テーマ選定等を検討する重要なものであることから、確実に公開して頂くことを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンクグループ】</p>	<p>競争評価アドバイザリーボードについては、原則公開としています。</p> <p>ただし、データの内容を討議するなどの場合には、事業者の事業活動への影響を配慮し、非公開とすることがあります。</p>
	<p>基本方針内で挙げられている各要因について、その評価を明示すべき。</p>	
—	<p>本年度の基本方針の中で、「競争状況の分析に用いる判断要素（定性的要因）」については、市場の状況・事業者の地位及び従来の競争状況・利用者の指向等の3点において、それぞれ要因が明記されています。しかしながら、評価結果においては、市場支配力の「行使」に対し、基本方針で挙げられた要因の一部が示されているに留まります。</p> <p>市場支配力の「行使」を評価するに当たり、様々な要因を総合的に判断するとしている点については承知していますが、基本方針内で挙げられている各要因について、その評価を明示すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンクグループ】</p>	<p>複雑化する電気通信事業分野における競争状況の評価を行うに当たっては、ビジネスモデルの変化や市場環境の変化を考慮することが必要となっています。</p> <p>市場支配力についても、市場動向の変化により、その行使の可能性は変化するものであり、本評価結果案では、規制による措置のみならず、新たなサービス競争や、市場の状況</p>

		<p>といった様々な要素を勘案し、総合的に評価を行ったものです。</p> <p>なお、「電気通信事業分野における競争状況の評価に関する基本方針」（2012年2月）において、「市場支配力の有無は、当該市場の特性や情報の入手可能性等に応じ、これらの判断要素の選択的な組合せにより、評価されるもの」と記述しているとおりです。</p>
--	--	---

以上